

# ～町水道料金改定のお知らせ～

河津町水道事業は、住民生活と地域経済活動を支えるライフラインとして、安全な水の安定供給に努めており、経費は受益者負担により成り立っています。しかし今後は、給水人口の減少等により、水道料金収入の増加が見込めない状況です。このような中、昭和30年以降に建設・布設された施設・設備・管路の更新は、計画的に進めなければなりません。その必要経費として、昭和58年以来となる町水道使用料金の改定を下記のとおり行います。皆様のご理解をお願いいたします。

## 令和4年4月(6月検針分から)水道使用料金を改定します

◎改定年月日: **令和4年4月1日**から(ただし通常の検針は「**6月検針分**」から)

・通常の4月検針は2月中旬～4月中旬使用分になりますので、改定前の料金表となります。

◎対象者: **全ての給水契約者**

・家庭用(一般家庭)や営業用(事業者)を問いません。

◎その他

・**温泉使用料金については変更ありません。**

・今回の改定について依頼する手続きはありません。(不審な電話等には注意願います。)

## 水道料金表(2カ月分)【改定前・改定後】25～36%増

改定前		改定後	
<b>2カ月分の料金</b>			
基本料金		基本料金	
使用水量	使用料金	使用水量	使用料金
20m <sup>3</sup> まで	2,200円	20m <sup>3</sup> まで	3,000円
超過料金 (基本使用水量を超えた分)		超過料金 (基本使用水量を超えた分)	
使用水量	使用料金	使用水量	使用料金
21～40m <sup>3</sup> の分	1m <sup>3</sup> につき	21～40m <sup>3</sup> の分	170円
41～60m <sup>3</sup> の分		190円	
61～100m <sup>3</sup> の分		210円	
101～200m <sup>3</sup> の分		230円	
201～400m <sup>3</sup> の分		240円	
401m <sup>3</sup> 以上の分		250円	

※合計額に別途消費税を加算

※詳細な料金表は河津町ホームページ等にてご確認ください。

## 水道料金(2カ月分)【参考例】

家族構成等	現行	⇒	新
1人	2,200円		3,000円
1～2人	3,135円		4,235円
2～3人	6,050円		8,085円
3～4人	9,420円		12,375円

※合計額に別途消費税を加算

## これまでの取組み

### 【経営面】

#### ○「アセットマネジメント」／「水道ビジョン・経営戦略」の策定

- ・平成 29 年度に資産状況の把握と、財政健全化の両立を目的とした「アセットマネジメント」を策定。
- 平成 30 年度にはアセットマネジメントを基礎として、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」及び将来の理想像を明示する「水道ビジョン」を策定。

### 【資本面】

#### ○水の安定供給に必要な施設・設備の更新

- ・【主要工事(直近)】大堰浄水場ポンプ設備更新工事(H29)／農免配水池更新工事(H30)／大堰浄水場自家発電設備等更新工事(R2)／筏場地区水道管新設工事／長野地区水道管布設替工事



## これからの取組み

### 【経営面】

#### ○広域連携等による「ランニングコスト」の軽減

- ・近隣市町を主体に、ソフト面において広域連携等を検討し、「ランニングコスト」の軽減を図ります。

### 【資本面】

#### ○経営戦略・事業計画の計画的実行

- ・経営戦略において策定した「事業計画」に基づき、計画的な施設更新を行います。
- ・今後「耐震率」の向上を目指し、「耐震管への更新」や「配水池の更新」を計画しています。

### 【問い合わせ先】

河津町 水道温泉課 業務係  
TEL:0558-34-1954